

## ◆ 限定承認の取りやめってできない?

**Q** : 父の遺産を相続した際、限定承認を選択したのですが、予想したより債務が少なく、積極財産が大きく上回っていました。そこで、限定承認を取りやめて単純承認にしたいのですが、こんなことは可能でしょうか。

また、財産の一部を私的に消費した場合は単純承認とみなされると聞いたのですが、私たち相続人は債務を返済した残りの財産を生活費として消費しています。これは単純承認の理由になりませんか。

**A** : ご質問のような理由で限定承認を取消すことは認められないと思われます。

### 【解説】

単純承認とは、被相続人の財産及び債務のすべてを引き継ぐことを承認するというもので、限定承認とは、相続財産を限度として債務を引き継ぐことを承認するというものです。

つまり、限定承認をすると相続財産を超える債務は引き継がなくてよいのですが、いったん限定承認をすると、原則としてその承認を取り消すことは認められません。

また、民法によると「相続人が相続財産の全部又は一部を私に消費したときは単純承認をしたものとみなす」とされていますが、この「私に消費」とは、ひそかに財産を消費して債権者を害する行為のことですから、ご質問の行為は、これに該当しません。したがって、限定承認を取り消して単純承認にすることはできないものと思われます。

